

1 業務名

ケアラー支援普及啓発推進事業

2 業務の目的・概要

ケアラーに関する道民の認知度を高め、適切な理解の促進を図っていくためには、普及啓発の取組が重要であることから、毎年11月を「ケアラー支援推進月間」に位置付け、重点的な啓発活動を展開していくとともに、短時間で多くの情報を発信できる啓発動画や児童・生徒向けの啓発資材（電子ハンドブック）を制作し、ケアラー支援の視点やメッセージ性などを広める。

3 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4 業務の内容

(1) シンボルマークの作成

ア 目的

道民に「支える人を、ひとりにしない。」というメッセージを効果的に伝えるため作成するものとし、(2)～(4)の成果物においても一体的に活用する。

イ 内容

- (ア) デザインについては、キャラクターのようなデザイン、ピクトグラムのようなデザイン、あるいは、両者を組み合わせたデザインのいずれであっても可。
- (イ) 文字・数字等は含めないようにすること。
- (ウ) 北海道の他のシンボルマーク等のデザインは含めない。また、身体障がい者マーク（車いすマーク）等、既存のマークの趣旨と混同するデザインは作成しないようにすること。
- (エ) 本委託業務とは別に、今後、道が実施する研修の受講者等に修了の証として、本件シンボルマークを活用したピンバッジ等を制作・配付することがある。

(2) 啓発動画の制作

ア 目的

ケアラーに関する認知度向上のみならず、この取組の背景や具体的な支援の視点などが広く理解されるよう、メッセージ性があり、かつ教育的要素も持たせた啓発動画を制作する。

イ 内容

- (ア) ケアラー支援の背景や基本的な視点、支援の方法などが一体的に理解され、職場内研修でのキャンペーン動画としても活用可能な内容とすること。
- (イ) 再生時間は10分程度とすること。
- (ウ) 動画は、WebサイトやSNS等で掲載・配信することを前提とし、パソコンやスマートフォンで視聴可能なものとすること。
- (エ) テロップやBGM、ナレーションを適宜挿入するなど、視聴者の学びやすさに配慮したものとすること。
- (オ) 配信する動画への効果的な誘導を図るため、サムネイルの作成、タグの設定など、必要なSEO対策を実施すること。

ウ 納品形式及び数量等

(ア) ファイル形式

一般的なパソコンで再生可能な形式とすること。

(イ) 納入媒体

CDやDVD等の記録媒体で納入すること。

- (ウ) 数量
計 500 枚とする。
- (エ) 納品先
北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課あてに一括納品とする。
- (オ) その他
電子データはウイルス対策ソフトで検査の上、納品すること。

(3) 児童・生徒向けの啓発資材（電子ハンドブック）の制作

ア 目的

小学校高学年から高校生までを対象に、世代に応じ、ヤングケアラーへの理解を深めることができる電子ハンドブックを制作する。

イ 内容

- (ア) 児童・生徒がヤングケアラーの概念を理解し、自らが該当するとした場合、どのような立場の者が相談者となり、相談窓口はどこにあるのかといった実際の行動も学ぶことができる内容とすること。
また、道が主催する会議体で集約した中学生・高校生の意見等も反映させた内容とすること。
- (イ) ページ数は、一定の情報量を確保しつつ、広く児童・生徒が読み終えることのできる程度のボリュームとすること。
- (ウ) ページサイズは、印刷して活用する場合を考慮し、個別配付や窓口配架がしやすい大きさとすること。
- (エ) 電子ハンドブックは、Web サイトや SNS 等で掲載・配信することを前提とし、パソコンやスマートフォンで閲覧可能なものとすること。

ウ 納品形式及び数量等

- (ア) ファイル形式
一般的なパソコンで再生可能な形式とすること。
- (イ) 納入媒体
CD や DVD 等の記録媒体で納入すること。
- (ウ) 数量
計 3 枚とする。
- (エ) 納品先
北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課とする。
- (オ) その他
電子データはウイルス対策ソフトで検査の上、納品すること。

(4) ケアラー支援推進月間の周知用カードの制作

ア 目的

道では、毎年 11 月を「ケアラー支援推進月間」と位置付け、重点的な啓発活動を展開するため、こうした取組を広く周知するための広報資材を制作する。

イ 内容

- (ア) 広報資材は、多くの方が手に取って持ち帰りやすい名刺サイズのカードを基本とする。
- (イ) 配布方法は、道民にとって身近な市町村や関係機関・団体等のほか、企業の協力も得て窓口・店頭配架する。
- (ウ) 掲載内容は、上記アの目的がわかりやすく伝わるもので、かつ、ホームページのアドレスや二次元コードを載せるなどして、道によるケアラー支援の取組を一体的に知ることができるものとすること。

ウ 納品形式及び数量等

- (ア) 規格
4 号名刺サイズ(55×91mm)とし、上質再生紙を用いた両面カラーとすること。

- (イ) 納品形式
100 枚単位で帯留めし、納品すること。
- (ウ) 数量
計 100,000 枚とする。
- (エ) 納品先
北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課あてに一括納品とする。
- (オ) その他
デザインデータは、CD や DVD 等の記録媒体により、北海道が指定する方法で提出すること。

※ 留意事項

- ア 本委託業務で制作した啓発資材には、「北海道」のクレジットを入れること。
- イ なお、当該クレジットは、道内の市町村名等に変更の上で使用する場合がある。
- ウ 受託者は、成果品が他者の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。
- エ 本業務により制作された成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て北海道に帰属するものとする。
- オ その他関係法令を遵守し、諸手続を行うこと。
- カ 受託者は、北海道の承諾なしに本委託業務で作成した成果品及び資料を他に流用できないものとする。
- キ 成果品は、北海道が自由に二次利用できるものとする。
- ク 上記に記載のない事項及び内容の詳細等については、必要が生じた都度、協議により決定するものとする。

5 予算上限額

6,359 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

ただし、本公募型プロポーザルは、令和 5 年北海道議会第 1 回定例会における予算の議決前に公告するものであるため、議決結果によっては、委託業務の内容及び予算上限額の減額又は事業中止となる場合がある。

6 プロポーザル参加資格

- (1) 単体の企業（法人または個人を含む。）または複数企業による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。
- (2) 次のいずれにも該当していること。なお、コンソーシアムにあつては、構成員の一部が次の要件を満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
 - イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ウ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等でないこと。
 - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - （ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - （イ）本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - （ウ）消費税及び地方消費税
 - キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - （ア）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

- (イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- ク 道内に拠点を有する法人又は個人であること。

7 手続き等

(1) 担当部局

- ア 名称 北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課地域支援係
- イ 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目（北海道庁本庁舎 6 階）
- ウ 電話番号（直通）011-204-5275 FAX 011-232-8308

(2) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法等

- ア 提出期限 令和 5 年 3 月 14 日（火） 午後 5 時（必着）
- イ 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）
（持参の場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く、毎日午前 8 時 45 分から午後 5 時まで）

ウ 提出場所 (1)に同じ

エ 内容及び作成上の留意事項
別添「参加表明書作成要領」のとおり

(3) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法等

- ア 提出期限 令和 5 年 3 月 28 日（火） 午後 5 時（必着）
- イ 提出方法 (2)イに同じ。
- ウ 提出場所 (1)に同じ。

8 企画提案審査の方法

(1) 参加表明を行い、参加資格があると認められた事業者から提出された企画提案の内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補とする。

(2) プロポーザルに関するヒアリング

企画提案書の内容についてヒアリングを実施する。日時及び場所については別途通知することとし、参加者数は 3 名までとすること。なお、企画提案者が 5 者以上となった場合は、提出があった企画提案書をもとに事前審査を行う場合がある。

9 企画提案の評価の基準

(1) 事業者の業務遂行能力【40 点】

- ア 本事業を実施する執行能力、実施体制が確保されていること。(10 点)
- イ 過去の事業実績から本業務の適切な遂行が見込まれること。(20 点)
- ウ スケジュールや経費積算が妥当と考えられること (10 点)

(2) 企画提案の内容【60 点】

- ア 道民や事業者等における理解の促進が図られるようにするための企画・提案内容となっていること。(20 点)
- イ 北海道ケアラー支援条例及び推進計画について理解しているとともに、ケアラー・ヤングケアラー支援に関して十分な知識を有していること。(20 点)
- ウ 幅広い年代の道民が理解しやすい動画や年代層に応じた啓発資材の企画案であること。(20 点)

10 委託契約の方法等

- ### (1) 契約方法
- 随意契約

(2) 契約の相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続き（公募型プロポーザル方式）による。

(3) 契約の根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 号及び北海道財務規則運用方針第 3 節 1 - (2)

11 見積書の提出

プロポーザル審査会で選定された企画提案者には、別途当該業務に係る見積書の提出を依頼する。

12 その他留意事項

(1) 委託費の概算払は、申請により行う。

(2) 契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約をりこうしないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(3) 無効となる参加表明書又は企画提案書

参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合は、無効となる場合がある。

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの

イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件並びに委託条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 虚偽の内容が記載されているもの

カ 企画提案書のヒアリングに参加しなかったもの

キ 選定・非選定の通知

(4) 企画提案事業者に対しては、選定・非選定の結果について通知する。

(5) その他

ア 企画提案の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。

イ 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。

ウ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の提出及び差替え並びに追加資料の配付は認めない。

エ 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。

オ 企画提案の作成のため道から受領した資料について、道の了解なく公表・使用することは認めない。

カ その他委託業務の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議して定める。